

○公益財団法人和光市文化振興公社利用料金減免助成支援要綱

(平成26年 2月24日制定)

改正 平成26年 7月30日

平成28年 4月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人和光市文化振興公社（以下「公社」という。）が、和光市民文化センター管理規則（平成4年規則第48号。以下「市規則」という。）第7条第1項第1号オ又は第3号の規定に基づき、市民等が実施する事業に対し利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）による支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 和光市に現に在住する者及び和光市内の事業所に勤務する者並びに和光市内に事業所、事務所その他の活動拠点を有する企業、団体その他の事業体をいう。
- (2) 部外事業 市民等が主たる責任者として企画し、及び実施する事業をいう。
- (3) 減免助成事業 公社が部外事業を行う者に対して、和光市民文化センター（以下「文化センター」という。）の施設及び設備の利用料金の減免を行う事業をいう。
- (4) 後援事業 減免助成事業の承認を得ることはできないが、公社が当該事業の開催を奨励する必要があると認め、公社の名義を使用させる事業をいう。
- (5) 支援事業 減免助成事業及び後援事業をいう。
- (6) 地域文化資源 和光市及び近隣地域において優れた業績を残し、高い評価を受けている文化人又は文化団体、地域に残る伝統芸能など、顕彰、保存、継承、活用、普及等を行う必要がある文化的又は歴史的資源並びに和光市及び近隣地域において新たに創出された文化的資源をいう。

(減免助成承認基準)

第3条 公社が減免助成事業として承認する事業は、次の各号のいずれの基準も満たすものでなければならない。

- (1) 不特定多数の市民等が鑑賞できるものであり、施設に応じた集客が見込めるものであること。
 - (2) 市民等を構成員とし、かつ、市内又は近隣市に活動拠点がある団体（以下「対象団体」という。）が実施するものであること。
 - (3) 地域における優れた文化的活動の実績があり、又は優れた文化的活動の継続性及び発展性が見込める対象団体が実施するものであること。
 - (4) 和光市又は公社が行う事業に対し、積極的な協力があり、又は見込める対象団体が実施するものであること。
 - (5) 公益的、教育的、育成的性格を有するものであり、発表会的、懇親会的性格の強い私的性格のものでないこと。
 - (6) 営利を目的としないものであること。
 - (7) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- 2 前項各号のほか、公社が減免助成事業として承認する対象団体の事業は、次の各号のいずれかに該当する部外事業とする。
- (1) 市民等が主体となり、又は協働して企画し、実施する自主的なもの
 - (2) 市民間、団体間、地域間、世代間、国際間等多様な交流の促進及びネットワークの

形成に資するもの

- (3) その活動又は業績が地域文化資源として評価できるもの
 - (4) 地域文化を担い、地域における文化活動を指導する人材又は団体の育成に資するもの
- 3 次の各号のいずれかに該当すると認められる部外事業は、支援事業としない。
- (1) 事業の企画内容又は事業計画が不十分で、事業実施の確実性が疑わしいもの
 - (2) 事業を企画し、及び実施する責任体制が明確でないもの
 - (3) 公社の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの
 - (4) 文化センターの施設の構造及び設備の性質に適合しないもの
 - (5) その他公社が助成し、又は後援することが適当と認められないもの
- (支援の内容)

第4条 減免助成事業に係る支援は、利用料金の減額のほか公社の名義の使用並びに公社の広報媒体による宣伝、公社のチケット販売システムの利用とする。

- 2 後援事業に係る支援については、原則として公社の名義の使用とする。
- 3 公社は、必要と認める場合は、前各項に定める支援以外にも、紹介、斡旋、相談、指導、助言、企画への参加その他の適当と認める支援を行うことができる。

(減免助成事業承認回数及び承認期間)

第5条 同一の団体に対する減免助成事業の承認は、原則として、1年度につき1回を限度とする。ただし、第3条第1項各号及び同条第2項各号に定めるところに照らし、特に優れた文化活動として高く評価でき、かつ、市又は公社が行う事業に対する協力が顕著であると認めるものは、この限りでない。

- 2 同一の団体に対してリハーサル等予行的準備及び事業又は公演の日を含めて一連の減免助成事業として承認する期間は、1回の事業につき5日間（うち事業又は公演の日については2日間）を限度に公社が必要と認める期間とする。ただし、事業の内容、性質等により公社が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 後援事業については、同一の団体に対して複数回の承認を行うことができる。

(減免助成の対象日及び対象施設)

第6条 減免助成事業に係る施設及び附属設備の利用料金の減免の対象となる日（以下「減免対象日」という。）は、事業又は公演の日の当日に限るものとし、リハーサル等当日前の予行的準備のための利用日については、減免助成事業による利用料金の減免の対象としない。

- 2 減免助成事業を行う者（以下「減免助成事業者」という。）は、前項後段に規定する予行的準備等のための施設の利用日については、和光市民文化センター条例（平成4年条例第18号）別表に定める施設の利用料金（以下次項及び次条において「正規料金」という。）の7割に相当する利用料金（以下次項において「予行的準備料金」という。）を負担しなければならない。
- 3 減免助成事業による利用料金の減免の対象となる施設（以下「減免対象施設」という。）は、大ホール、小ホール及び主催者控室とし、楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、洋室、和室、会議室、企画展示室及び展示ホール（以下この項において「減免対象外施設」という。）については、正規料金又は予行的準備料金を減免助成事業者は負担しなければならない。ただし、第11条第3項に定める減免助成選考委員会が減免助成事業の内容、性質等により減免対象外施設についてもその利用料金を減免することが適当とする助言又は意見があったときは、理事長は、和光市民文化センター館長（以下「館長」という。）とも協議してこれを減免することができる。

(減免対象日における減免対象施設の利用料金)

第7条 減免対象日における減免対象施設の利用料金については、第11条に規定する減

免助成選考委員会の審査結果に従い、10割から7割を減免する。

- 2 減免助成事業者は、1回の事業で事業又は公演の日の当日が複数日にわたる場合は、前項の規定により算定した額に当該日数分を乗じて得た額を負担しなければならない。
(減額対象日の附属設備利用料金)

第8条 減免助成事業者が減免対象日に使用する附属設備の利用料金については、市規則第7条第3号の規定に基づき、1事業又は1公演当たり大ホールで10万円、小ホールで5万円を限度に減額する。ただし、附属設備のうち楽器については、公社が指定する楽器を利用する場合に限り、本文に定める利用料金減額の限度額に含むものとし、その他の楽器を利用する場合は、正規の利用料金を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において、減免対象日に利用した附属設備利用料金の総額のうち前項に規定する減額限度額を超える額については、減免助成事業者が負担しなければならない。
(施設及び附属設備の利用料金の特例)

第9条 減免助成事業者の事業又は公演が8月又は2月に行われる場合は、前2条の規定にかかわらず、施設及び附属設備の利用料金を更に減額することができる。

- 2 前項の規定による利用の申請は、事業又は公演の日の属する月の6月前の月の初日以後でなければすることができない。
(その他の負担等)

第10条 減免助成事業者は、前3条に規定する利用料金のほか、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を負担しなければならない。

- (1) 入場料をとる事業の場合 公社が減免助成事業者から販売を受託したチケットの売上総額の10%に相当する額
- (2) 公社のチケット販売システムを利用する場合 システム稼働の実費相当額

- 2 減免助成事業者は、チラシ、ポスター、プログラム等当該減免助成事業に係る宣伝媒体に当該事業が公社による減免助成事業である旨を表記しなければならない。
(減免助成の申請等)

第11条 減免助成の承認を受けようとする者は、承認を受けようとする年度の6月末日又は11月末日までに、減免助成承認申請書(様式第1号。以下この条において「申請書」という。)に当該部外事業の概要を記した書類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めたときは、申請の期限後であっても、申請書を提出することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは減免助成承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは減免助成不承認通知書(様式第3号。第5項において「不承認通知書」という。)により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による審査を行う場合は、過去に減免助成の承認を受けた事業で団体及び部外事業が同一のものを除き、館長を提案者として次項に規定する減免助成選考委員会に諮り、その報告を受けるものとする。
- 4 減免助成選考委員会は、外部の有識者3名以内によって組織し、館長の提案に応じ、第3条の基準に基づき減免助成の選考を行うものとする。
- 5 第2項の規定により減免助成が承認されなかった者は、当該事業を中止することとした場合、不承認通知書を受け取った日から30日以内に施設の利用の取消を申し出るものとする。

(後援の申請及び承認)

第12条 後援の承認を受けようとする者は、当該部外事業を行おうとする日の属する月の3月前の月末までに後援承認申請書(様式第4号)に当該部外事業の概要を記した書

類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に適当と認めるときは、申請の期限後であっても、後援承認申請書を提出することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、内容を審査し、その結果を後援承認・不承認通知書（様式第5号）により速やかに申請書を提出した者に通知するものとする。

（報告書の提出）

第13条 減免助成又は後援の承認を得た者は、当該事業の終了後30日以内に減免助成事業等実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書が同項に定める期限内に提出されない場合、次回以降の事業について支援を行わない。

（支援事業の取消）

第14条 理事長は、減免助成事業若しくは後援事業として承認した事業であっても、この要綱及び公社が承認の際に付した条件に違反したときは、これを取り消すことができる。

（逸失利益の負担）

第15条 支援対象団体の責めに帰すべき事由により、支援事業が中止された場合、当該団体が負担すべき利用料金等公社の逸失利益は、当該団体が負担しなければならない。

（支援対象団体以外の団体等との事業等）

第16条 支援対象団体以外の団体又は法人等の民間事業体が企画し、実施する事業（営利を目的とするものを含む。）で、市民に多様な分野の文化事業を提供することにより、地域の文化の振興のため特に推奨する必要があると公社が認める場合は、この要綱に定めるところによらず、必要な事項を当該事業を行おうとする者と協議して定め、その事業を行うことができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開催する支援事業について適用する。
- 2 公益財団法人和光市文化振興公社共催等実施要綱（平成14年1月23日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により共催事業として既に承認を受け、平成25年度中に開催される事業については、旧要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行前に旧要綱第9条の規定により提出された共催事前協議書については、この要綱第11条の規定により提出された減免助成申請書とみなす。
- 5 前項の規定によりこの要綱第11条の規定による減免助成申請書とみなされた協議書を提出し、同条第2項及び第3項に規定する減免助成選考委員会により減免の適否の答申を得た事業者で、施行日から6月を経過するまでの間にこの要綱による減免助成事業を予定しているものについては、同条第1項に定める申請書の提出期限の規定にかかわらず、理事長は、当該事業者に対して同条第4項の減免助成事業承認・不承認通知書により承認又は不承認の決定を通知するものとする。
- 6 この要綱の施行前に旧要綱第10条第2項の規定により提出された後援事業に係る共催事業等承認申請書については、この要綱第12条第1項の規定により提出された後援承認申請書とみなし、理事長は、当該申請をした事業者に対し、この要綱第11条の後援承認・不承認通知書により承認又は不承認の決定を通知するものとする。

7 この要綱による減免助成事業として承認を受けた事業者が減免対象日の前日に予行的準備で施設を利用する場合において、平成26年度中に行う事業に限り、第6条第2項中「7割」とあるのは、「5割」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

減免助成承認申請書

公益財団法人和光市文化振興公社
理事長 様

団体名 印
団体住所
代表者氏名 印
代表者住所
代表者電話

公益財団法人和光市文化振興公社利用料金減免助成支援要綱第11条の規定により、利用料金の減免助成の承認を受けたいので、当該要綱及び公社が提示するすべての条件に従うことに同意し、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 部外事業の名称

2 部外事業の目的・趣旨

3 実施予定日

(1) リハーサル等予行的準備

① 日数

② 日時 年 月 日 時 ～ 時

(2) 事業実施日

① 日数

② 日時 年 月 日 時 ～ 時

4 利用施設

(1) リハーサル等予行的準備での利用施設

(2) 事業実施日での利用施設

- 5 対象 不特定多数
特定
- 6 入場者見込み数 人
- 7 入場料 無料 ・ 有料(金額)
- 8 市又は公社の事業に対する参加・協力実績又は参加・協力見込み (別紙可)
- 9 利用料金減免助成支援要綱第3条第2項各号の該当性 (複数回答可)
・ 第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号
- 10 添付書類
- (1) 実施体制・責任体制に関するもの
- ① 定款、規約、会則など事業実施者の目的、組織、活動内容等を明確にするもの
- ② 代表者及び役員等の名簿(住所、電話を含む。)など事業実施責任者を明確にするもの
- ③ 会員、参加者等の名簿(住所、電話を含む。)など所属する会員又は参加者を明確にするもの
- (2) 計画の詳細に関するもの
- ① 事業計画書
- ② 収支予算書

様

公益財団法人和光市文化振興公社
理事長

減免助成承認通知書

年 月 日付けで申請がありました利用料金の減免助成について、下記のとおり承認することとなりましたので、通知します。

記

1 部外事業の名称

2 実施予定日

- | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|
| (1) リハーサル等予行的準備 | 年 | 月 | 日 | 時 | ～ | 時 |
| (2) 事業実施日 | 年 | 月 | 日 | 時 | ～ | 時 |

3 承認内容

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 減免助成割合 | 割減免 |
| (2) 施設利用料金助成額及び申請者負担額の内訳 | |
| ① 公社助成額 | 円 |
| ② 申請者負担額 | 円 |
| ③ 施設利用料金総額（①＋②） | 円 |

4 利用承認施設

5 利用条件

6 その他特記事項

様

公益財団法人和光市文化振興公社
理事長

減免助成不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました利用料金の減免助成について、下記のとおり承認しないこととなりましたので、通知します。

なお、結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご承知おきください。

記

- 1 部外事業の名称
- 2 実施予定日

後援承認申請書

年 月 日

公益財団法人和光市文化振興公社
理事長 様

団体名 印
団体住所
代表者氏名 印
代表者住所
代表者電話

公益財団法人和光市文化振興公社利用料金減免助成支援要綱第12条の規定により、後援の承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 部外事業の名称

2 部外事業の目的・趣旨

3 実施予定日

(1) リハーサル等予行的準備 年 月 日 時 ～ 時
(2) 事業実施日 年 月 日 時 ～ 時

様

公益財団法人和光市文化振興公社
理事長

後援承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました後援承認申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 部外事業の名称
- 2 決定内容 承認 ・ 不承認
- 3 後援の条件
- 4 その他特記事項

減額助成事業等実績報告書

年 月 日

公益財団法人和光市文化振興公社
理事長 様

団体名 印
団体住所
代表者氏名 印
代表者住所
代表者電話

公益財団法人和光市文化振興公社利用料金減免助成支援要綱第13条の規定により、減額助成・後援の承認を受けた部外事業が終了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 部外事業の名称

2 実施日

(1) リハーサル等予行的準備 年 月 日 時 ～ 時
(2) 事業実施日 年 月 日 時 ～ 時

3 利用施設

4 入場者数 人

5 関係添付書類（後援の場合は提出不要）

- (1) 部外事業実施の詳細に関するもの
- (2) 部外事業実施に係る収支に関するもの
- (3) その他部外事業に関する参考資料